

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 0 号
件 名	市民の無料法律相談における弁護士との委託契約の遵守を求めることについて
要 旨	<p>平成 30 年 10 月 23 日に、東区役所で弁護士による無料法律相談を受けました。相談室に入ると弁護士からすぐに、「きょうの要件は」と聞かれたので、市民病院の対応についてですと答えました。すると、「同じ事務所の上司や先輩に市民病院の顧問弁護士がいる（いるかもしれない）ので、受けられない」とのことでした。さらに、「私は医学的知識がないので、専門の弁護士を紹介する」と言ってきました。私は、相談を受けてもらえないのかと思いましたが、平成 31 年 1 月 22 日の広聴相談課長の話の中から、弁護士は営業行為をしていたのだと初めてわかりました。</p> <p>市と県弁護士会で結ばれている法律相談業務委託契約書第 14 条には、営業行為の禁止が定められています。市は弁護士の営業行為を黙認しているのでしょうか。また、実態を確認しているのでしょうか。いずれにせよ、市は弁護士の営業行為に場所を提供し、委託料に交通費相当分を加算して、市の財源から支出していることになるのではないのでしょうか。</p> <p>よって、契約を遵守すべく、改善を求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 31 年 2 月 19 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 31 年 1 月 28 日 第 4 9 4 号